

第3回 規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成22年6月7日（月）10:00～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室
3. 出席者：
（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官
（委員）相澤光江、大上二三雄、大畑理恵、翁百合、櫻谷隆夫、草刈隆郎、黒岩祐治、佛田利弘、
松井道夫、山崎福寿 各委員
土屋了介 吉田誠 各WG主査
有村俊秀、伊藤敏憲、早稲田祐美子、阿曾沼元博、川淵孝一、角南篤、椿愼美、真野俊樹、
三谷宏幸、安藤至大、工藤美香、小林健彦、山下一仁 各WG委員（オブザーバー）
（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官、越智室参事
4. 議題：規制・制度改革に関する分科会第一次報告書（案）について 等
5. 議事概要：

松山事務局長 それでは、時間になりましたので、第3回「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

皆様方には御多用中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、まず開会に当たりまして、大塚副大臣から一言ごあいさつをお願いいたします。

大塚副大臣 おはようございます。本日も御多用のところ、委員の皆様方にはお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

3月29日に発足させていただきました、この規制・制度改革に関する分科会でございますが、お陰様で皆さんの精力的な御協力によって、2か月足らずという大変短期間に一応の大きな節目を迎えさせていただけることとなりました。この間の委員の皆さんの御協力、そして、事務局の皆さんの昼夜を問わない働きに対して、心から敬意を表させていただくとともに御礼を申し上げたいと思います。

内容的には、評価はさまざまであろうとは思いますが、2か月でもやればできることもあるということが、ある程度、認識をさせていただけたと思っております。

同時に、今、草刈分科会長代理と、絶妙のタイミングになってしまいましたというふうに申し上げておたんですけれども、鳩山総理が辞職を表明されまして、明日、新しい菅内閣が発足する、その前の日に今回のこの分科会としての節目を迎えさせていただくということは、めぐり合わせ的に申し上げますと、私の感想にすぎませんが、こういうタイミングで節目をつけさせていただくということは、菅内閣においても、規制・制度改革は引き続きいい方向で進めていくことができるのではないかとこのように期待をさせていただいている次第でございます。

いずれにいたしましても、重ねてでございますが、この間の関係者すべての皆様方の御協力に分

科会長の立場で御礼を申し上げまして、冒頭のごあいさつに代えさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございました。

それでは、田村政務官、一言お願いいたします。

田村政務官 おはようございます。本日もお忙しいところ、お集まりをいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

本当に皆様のお知恵をいただいて、そのお知恵を生かしながら、大塚分科会長と私、勿論、大臣の指示を仰ぎながら精いっぱい頑張ってまいりまして、大変大きな成果を得られたというふうに自負をしているところでございます。恐らく自民党政権における数年分か、5年分か、そこは分科会長代理に聞いた方がいいんだと思いますけれども、2か月という期間を考えた場合に、そこは相当の成果だったんだろうとっておりますし、それはひとえに皆様のお力と思いのお陰であるというふうに心より感謝を申し上げる次第でございます。

この2人の体制が続いた場合には引き続き頑張っていきたいと思っております。

本当にどうもお疲れ様でございます。ありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

松山事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

先月30日の第2回の分科会におきまして対処方針をとりまとめていただいたわけでございますけれども、その後、この対処方針を受けまして、政務三役を中心に、特にWGの主査であります田村政務官が中心となりまして、また最終局面では大塚副大臣に入らせていただきまして、関係府省庁と調整を進めていただいたところでございます。

本日は、これらの対処方針に係る関係府省庁との調整結果につきまして御確認をいただき、分科会として報告書を取りまとめていただきたいと存じております。

また、大塚分科会長が、報告書のとりまとめに当たって分科会の基本的認識、それから、今後の課題、これらにつきましてまとめられました序文「第一次報告書の取りまとめにあたって」でございますけれども、これも報告書の冒頭に盛り込んでおりますので、後ほど併せて御議論いただければと存じます。

それでは、まず対処方針につきまして、田村政務官よりその調整結果・成果につきまして御説明いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

田村政務官 それでは、政務三役同士の折衝による結果を報告させていただきたいと思っております。中身につきましては皆様の方が十分に、よりお詳しいと思っておりますので、状況を記憶をたどりながらお話しさせていただきたいと思っております。

まず、時間が限られておりますので、幾つか主だったものを紹介し、そして、その後、その折衝に同席していただいた主査とか委員の方々に補足をしていただければと思っております。

最初に、12ページのグリーンイノベーションWGの件でありますけれども、5月17日に環境省の大谷政務官と折衝をさせていただきました。その中で大きなテーマで、12ページの「再生可能エ

エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等）」、風力・地熱発電に関する温泉法とか、そういったさまざまな規制がありますが、ここはそれに限りませんが、環境省の大谷政務官始め政務三役は、当然、チャレンジ25を推進する立場でありますので、非常に前向きな姿勢があらわれて、そこは相当今後、いろいろと見直すべきところはちゃんと見ていこう、すぐ変えられるかどうかはわからないけれども、問題点は検討していきますし、あるいはいろいろ運用上支障になっているというようなものについては、そういう運用はやめる方向に持っていこうというようなスタンスが全体的に見られたと思います。

今回、景観や環境保全への影響の程度について、明確な判断基準を策定する。そして、許可の早期化・柔軟化が図れるようになって、導入ポテンシャルの高い自然公園や温泉地域において、風力・地熱発電の導入促進が期待されるのではないかと考えています。

次に26ページで「レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し」。これは余り、こういう平場で言うのもなんですけれども、リサイクルというものはいろんなしなみがある。ですので、基本的には環境省も事務方は大変厳しいのではないかとこのように予想していたわけですが、そこはやはり政務三役は、政務官も大変柔軟でといいますか、大変積極的でありまして、そこは予想以上の回答を得られたのではないかと考えております。相当、当方の主張を理解していただいて、できる限りのことは検討しようということをおっしゃっていただいております。

各WGは5分以内ということですので、私はこれぐらいにして、WGのほかの委員で、山崎主査と、あと、同席いただいた伊藤委員、何か追加のコメント、補足がありましたらお願いします。

山崎主査 山崎でございます。

1点だけ、グリーンイノベーションWGの中に住宅・土地のサブグループがもう一つ入ってありまして、そこで容積率の向上を図るということで、特にマンション、区分所有法の改正を検討していたんですけれども、法務省との折衝で中村政務官と意見が一致するようなどころも幾つか見られたんですが、法務省の対応は非常にかたくて、今回は直接成果を出せなかったという点が非常に残念でございます。

以上です。

伊藤委員 伊藤でございます。

再生可能エネルギーの導入促進に向けたお話については、政務官のおっしゃられたとおりでございまして、環境省から規制緩和、制度の運用に関しまして前向きな御説明をいただいたというふうに認識しております。

それから「レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し」でございますが、これは一部、規制の緩和というアプローチですと達成の難しい内容が複数ございます。この点につきましては、むしろ制度をつくることによりまして運用の改善が起きるように御配慮いただけたという回答を得ました。

今回の件というのは、規制・制度改革でございますので、必ずしも規制を撤廃したり緩和するだけではないというふうに認識いたしまして、実はその際、田村政務官と少し、お顔を拝見しながら、

制度をつくっていただけることで運用を改善するのであるならば、そのようにお受けした方がいいということで、私からも口頭的な回答をさせていただきまして、そのように御結論いただきました。

この点については、田村政務官と大谷政務官にとても前向きに御対応いただいたという認識を持っております。どうもありがとうございました。

田村政務官 ありがとうございました。

それでは、次のライフイノベーションWGでありますけれども、まず 31 ページをごらんください。5月13日に厚労省の足立政務官、そして、山井政務官と折衝いたしました。医療関係が足立政務官で、介護関係が山井政務官です。そして、その後、更につい先週、6月3日に副大臣折衝で、大塚副大臣と私、先方は長浜副大臣と足立政務官で2回目の折衝を行っております。

最初は「保険外併用療養の範囲拡大」、やはり当方としては、どこまでハードルを下げるかということは、この場でも議論をさせていただきながら、届け出制ということの基本方針としてまとめて、それを先方にぶつけたわけでありまして、やはり基本的には政務三役も、事前チェックというものは譲れないというお考えでありました。しかしながら、手続を簡素化して、保険外併用の範囲も拡大するということは厚労省の政務三役も意識していたところでありまして、そこは大きな進歩であったのではないかと考えています。

それから、52 ページで「介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃」に関しましては、これはやはり厚労省の政務三役の御英断で、当初の分科会の意見どおりに撤廃をいただけるということになりました。

あと、少し前後してしましますが、戻っていただいて 33 ページで「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」。こちらについては副大臣折衝もさせていただきましたが、インターネットに関しては、私も若干、土地勘はありまして、副大臣ともどもかなり気合いを入れていたんですけれども、政務三役も理解はしていただいておりましたが、基本的に昨年省令改正といいますが、やり方を変えて、そこでまたすぐに変えるというのはやはり朝令暮改なのではないか。やはり、そこは少なくとも2年ぐらいは様子を見るといいますか、それは別に棚上げではなくて、いろいろ状況を調べて、その上で判断をした方がいいという、そういう意味では慎重姿勢で、結局、そういう意味では相当部分、平行線で終わってしまいました。

あと、そういう平行線という意味では、50 ページの「特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）」もやはり副大臣同士で折衝いたしましたが、そこも相当平行線でありました。例えがいいのかどうかはわかりませんが、足立政務官は、この特養に民間参入を認める、株式会社の参入を認めるというのは、イメージで言いますと、公的年金が必要なのかどうかという議論と同じぐらいの話である。そういう意識を足立政務官は持っておられました。

詳しいことは申し上げませんが、ただ、枝野大臣以下の政務三役が共通認識としてありますのは、やはり長妻大臣以下の政務三役によって全体で相当進んだというふうに我々政務三役は大いに評価をして、感謝をしております。平行線で終わった部分というものがクローズアップされがちでありますけれども、大きなテーマを含めて、やはり今までは予想できないぐらい、政務三役に上がって今までの回答がいきなりひっくり返ったりというものが多々ありましたので、平行線のものは、

委員の皆様の御不満はわかりますけれども、新しい政務三役、長妻大臣以下の御英断がかなりあったというのは、決してフォローではなくて、我々は、規制改革の事務方も含め、相当驚いているほどの御英断があったということは申し添えたいと思います。

済みません、私が話し過ぎましたが、主査からも補足をお願いいたします。

土屋主査 土屋でございます。

今、政務官がおっしゃったように、介護面ではかなり踏み込みがあったと私も思いますが、31ページの「保険外併用療養の範囲拡大」は、やはり届け出制からは残念ながら大きく後退している回答であろう。特に現場でひっかかるのは、厚生労働省の外部の機関においてというところがどういものかが明確でないというところが今後の課題に残されたのではないかと。

一番大きな問題は33ページの「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」ということで、足立政務官は理解はしておるとのことですが、私ども精神医学的には、理解というものは行動が伴わないと理解していると解釈できないので、やはりこの回答では従来から一歩も踏み出していないということで、私個人としては、むしろ対処方針として明記するよりは、今後の検討課題として残しておいた方が無難ではないかという印象で受けております。

やはり我々の主張としては、インターネットのよさというものはまさに追跡調査が可能であるということで、医薬品の場合、一番怖い副反応あるいは副作用について、イベントが起こったときにすぐ前例を追跡できるという点では、むしろ対面販売よりもはるかに優れておるという点は御理解いただかないと困るという点であろうと解釈しております。

もう一点は、政務官がおっしゃったように、50ページの「特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）」という点では、民間という言葉がなかなか出てこない。株式会社ということで表記ができないとしても、民間がということが表に出るような表現が欲しかったというのが私の印象であります。

以上です。

田村政務官 どうぞ。

大塚副大臣 私の方からも補足をさせていただきますが、今日、皆さんにこの報告書の内容でおおむね御了解をいただくべく、今、御審議を賜っているわけでありましてけれども、今のライフラインワーキンググループの、44ページの「EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)」で、これは金曜日の遅い時間に福山副大臣とも調整をして、その打ち返しが、先ほど事務局からまいりましたが、依然としてやや調整を要する状況でありますので、今日御審議いただく際には、この、44ページについては、最終的には私に御一任をいただきたいということも含めて御了解を賜りたいと思います。

あと、補足であります。今、混合診療のお話で、届け出制の話がございましたが、確かに今回は届け出制をチャレンジしてみるということまで行きませんでしたけれども、その一方で、厚労省は特区申請に対する対応等で相当柔軟な姿勢を見せ始めておりますので、私、個人的には、特区も担当しておりますので、この後、明日以降、どういう任命になるかはわかりませんが、特区ないしは成長戦略の方でもこういうことは連動して前に進めたいと思っておりますので、必ずし

も今回のこの規制改革の報告書だけが言わば改革の糸口ではないということは御理解いただきたいと思います。

田村政務官 それでは、農業WGでありますけれども、56ページ以降です。5月14日に農水省の佐々木政務官と折衝をさせていただきました。

最初に56ページの「農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和」であります。ここはやはり相当平行線に終わったわけではありますが、佐々木政務官に限らず、まさに野党民主党が昨年法改正の際にも相当、逆に参入というものは余り緩めるべきではない。昨年の農地法の改正の際に、むしろ野党民主党がもう少し厳しくすべきであるという主張をして、それが取り入れられたという経緯もありまして、だからというよりも、今の農水省の政務三役も、そういう意味では規制・改革分科会ほど開放すべきであるというふうに考えていないという、そこはまさに理念・考え方の問題でありまして、別に農協とかのしがらみがなくても、まさにそういうお考えであるということでありました。そこは今後、引き続き、またいろいろと議論していこう。ただ、永遠にそうであるべきというわけではありません。

もう一つは、佐々木政務官は、地域コミュニティの崩壊を恐れている。そこはいろいろ理屈があると思いますので、今、そこで議論するべきかどうかはわかりませんが、地域コミュニティを守っていくという視点もかなり強く持っていたということは付言させていただきたいと思います。

続きまして、64ページで「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」でありますけれども、ここは佐々木政務官も柔軟でありまして、特に必要ないという態度ではありませんでした。金融庁と農水省と一緒に検査に入るとか、そういうことがあってもいいということは言っていましたので、今後、詳細といいますか、検討を進めていこうというふうに、一応、一致しております。都道府県からはさすがに御意見があるようでありますけれども、政府としては一致しているということであります。

続きまして、67ページで「新規農協設立の弾力化」であります。これは基本的には当方の意見を取り入れていただくという方向でまとまりました。そういう意味では大きな進歩であったらと思うっております。

私からは以上にいたしまして、主査の方から補足をお願いします。

吉田主査 吉田です。

まず、今、政務官から説明のありました第1点目、56ページですが、基本的には平行線で終わっています。特に法改正が昨年なされたということと、基本計画の見直しが終わった直後ということで、見直しが5年後まで行われなことを心配しています。対処方針の結論に「できる限り早期に結論」と書いていますが、これを是非、フォローアップしていただいて、少なくとも平成23年、24年ぐらいのスピードでお願いしたいと希望を述べさせてもらっています。

佐々木政務官との折衝の中では出口論をこちらの方から展開しまして、今の優良農地はいわゆる受け皿となる新しい生産法人ができないと、所有権が細分化されたまま耕作放棄地化されるおそれがある。それに対する措置を急ぐべきである、企業参入のハードルを高くする入り口論と法人であれ個人であれ経営が破たんした時の農地の流動化を促し、耕作放棄化を抑制する出口論はセットな

ので、この両面での対処をできるだけ早くしてほしいという要望を、その場でも強く述べさせてもらったところです。この辺は今後、政権の中で十分議論していただいて、対応していただきたいと考えております。

もう一点は金融庁検査と公認会計士監査の方ですが、佐々木政務官の方は、我々の要望どおりではないと思うんですけれども、必要性に関しては十分議論の対象になるということで、今後、また政権の中でテーブルに着かれて議論していく目途は立ったのではないかと考えております。

もう一つは「新規農協設立の弾力化」ですが、これはほとんどすんなりいったという感触でして、これで全国的にいくつかある動きが活発化する可能性は出てきているのではないかと考えております。

私は過去の経緯は知りませんが、分科会長代理、それから、過去の経緯を知っている方々に聞きますと、政務官調整の場においても、これまでと比べて実質的な議論ができたのではないかと。本音も聞けたのではないかと考えております。

以上です。

田村政務官

最後にその他でありますけれども、74ページの「輸出通関における保税搬入原則の見直し」であります。これは5月12日、そして、5月27日の2回、財務省の古本政務官と議論をさせていただきました。

前も申し上げたように、私は30歳のころ、この担当補佐でありまして、補佐に就任して2か月後から、この制度は要らないと思っておりましたので、大変思いは強くて、ただ、5月12日の1回目はゼロ回答でありました。かなり絶望したといえますが、ますます気合いを入れていたところ、5月27日にはあっさりと、財務省の古本政務官側からやりましょうという、冒頭にそう言われて、相当拍子抜けで、握手して終わった。そこは恐らく、古本政務官始め政務三役がしっかり再検討していただいて、御英断をしていただいたんだろうというふうに思っております。まさに我々、この分科会が押したからこそ、財務省の政務三役が英断をしてくださったんだろうと思っております。そういう意味では、一般の人から見ると地味なテーマではありますが、知っているらっしゃる方の中ではかなり画期的なことなのではないか。特に私は思いが強うございます。

それは置いておきまして、次に80ページで「『新しい公共』を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)」につきましては、若干の御紹介でありますけれども「新しい公共」も先週に会議をやって、一旦、一区切りは付いているわけではありますが、今後、この政権において「新しい公共」というものをより深化させていくという中には、例えばNPOバンクとかそういった、別の言葉ですとマイクロファイナンスという言い方もありますけれども、いろんな活動の仕方があるだろう。そこは金融庁あるいは国土交通省辺りの課題になってまいります。そこは金融庁の担当の大塚副大臣、私も、あるいは国交省の政務三役も、それはできるなら進めていこうという強い認識を持っているということは付言させていただきたいと思っております。

これについて、補足はありますか。大上委員、補足がありましたらお願いいたします。

大上委員 保税搬入原則の議論に2回立ち会いましたが、結局、事実ベースで議論をするという非常に冷静な態度がお互いの間であって、そのことで政務同士で非常に冷静な議論ができた。ある意味、政治主導というものの力を非常に感じることができました。そういった議論でありました。

松山事務局長 以上、田村政務官から御報告をいただきました。ありがとうございます。

あと、厚労省に御同行いただきました阿曾沼委員、いかがでございますか。

阿曾沼委員 阿曾沼でございます。

田村政務官がおっしゃったように、特にいわゆる混合診療の点については、一步ではありますが、踏み込んで、厚労省が検討してくれるのではないかとは思いますが「一定の要件」という言葉がございまして、過去、一定の要件が新たな規制をつくり上げていくという苦い経験がございしますので、この一定の要件というものが何なのか。あと、土屋主査がおっしゃったように、外部の機関が何なのかということ、この分科会がきちっとフォローできる、何か仕組みづくりが必要なのではないかと考えております。

それから、33ページは田村政務官が大変強硬に、このインターネット販売に関しては論陣を張られて足立政務官と議論をされましたけれども、土屋主査がおっしゃったように、従来から一步も進んでいない。それで、この対面販売の原則ということを打破するために旧規制改革会議でもずっと議論をしてきたんですが、いまだにこれが残ってしまっているということについて、今後、さらなる交渉もしくは闘争が必要なのではないかと感じた次第でございます。

以上でございます。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますけれども、御意見等がございましたらお願いいたします。

松井委員、どうぞ。

松井委員 今の33ページのインターネット販売について、今、阿曾沼さんの方から御指摘があったように、一番のキーワードは「対面販売の原則を・・維持しつつ」、ここが問題なんです。

旧規制改革会議ですけれども、これについてヒアリング、公開討論を何回かやりました。そのすべてのキーポイントは、対面販売原則というものはどういう根拠で言っているのかということ。薬事法にも、これについては一切触れておりません。具体的に言いますと、37条が販売について規定している条文ですけれども、ここに対面販売というものは一言も触れておりません。法律論についても公開討論で議論しましたけれども、厚労省が言っている対面販売原則ということを正当化する議論にはなりません。

したがって、規制改革会議もこれについて意見書も出していますし、対面販売原則はどこにも決まっていないということでこれまで議論があったので、これを今回のここで、「維持しつつ」ということをもし盛り込むとしたら、先ほど田村政務官が朝令暮改とおっしゃいましたけれども、朝令暮改悪になってしまいます。土屋主査が提案されたように、これは今後の検討課題ということで、一旦、ここから取り外すといったことが必要なのではないかと考えております。

松山事務局長 大塚分科会長、どうぞ。

大塚副大臣 御意見ありがとうございます。松井委員のおっしゃる意味は非常によくわかります

ので、これからまさしく、どういうロジックでディベートして厚労省を論破していくか。ディベートをやっているわけではなくて、政治・政策をやっているわけではありますが、言葉の一つひとつにはいろんな意味を持って、最終的にとりあえず合意をさせていただいております。

どういふことかと申しますと、対面販売を維持しつつとはしておりません。対面販売の原則を維持しつつというふうにしております。それは弾力的に見直したいという方の意見と、見直したくないという方では解釈に違いがあるというところに意味があるわけでありまして、後ほど私の方から報告させていただく「第一次報告書の取りまとめにあたって」の中でも書かせていただいておりますが、あらゆる規制・制度は、あるいは政策もそうですが、目的に対する手段でありますので、対面販売の原則の目的は何なのかということをきっちり、この秋の陣で確認していくことによって、十分に、更に見直していく余地があるというふうに思っております。

ですので、ここの文章が対面販売を維持しつつではなく、対面販売の原則を維持しつつとなっているということには意味があるということを是非、御理解をいただければ幸いです。

松井委員 少しよろしいですか。過去の議論で、その議論もしました。厚労省側は対面販売を主張していません。対面販売の原則であると彼らは一貫して主張しているんです。それについての議論がまだ煮詰まっていないのではないかとということで、さまざまな意見書等々を出したという経緯があります。

大塚副大臣 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、そこを議論しなくてはいけないんですが、ですから、ここが「対面販売を維持」と「対面販売の原則を維持」では、内容が異なるということ。対面販売の原則というところに私の判断ではとどまっているという考え方でありまして、恐らく対面販売を相当別のアプローチで考えている方々にとっては、原則と入っているんですから、これは変えられないというふうにおっしゃると思うんですが、そこがまさしく政策論のブレークインポイントをどこに持っていくために動かすかという秋以降の議論であると私自身は思っております。

ですので、今からこれを外すとなりますと、つまり、対面販売の原則というものを松井委員の御意見を尊重して外すということになりますと、勿論、ここの場で結論は出せませんので、それも含めて、この後の再度の厚労省との交渉ということになりますので、るる、いろいろ申し上げましたが、最終的に総合的な御判断をいただきたいと思っております。

松山事務局長 草刈分科会長代理、どうぞ。

草刈分科会長代理 今回の件ですけれども、対面販売の原則というお話ですが、これはほかの人から見ますと、要するに対面販売の原則をこの分科会が容認したという形になるわけですね。

それで、これは御存じのとおりですが、従来から過疎地域とか、あるいは患者さんが体調不良、あるいは遠距離の薬局に行けないとか、それから、体に障害があるとか、そういう方々にとって非常に不便になってしまうことが去年の6月に決められたわけです。もう一つは、遠隔地域の薬局とか漢方薬とか、そういう方たちが、いわゆる零細中小企業の経営破綻を危惧する悲痛な声がたくさん出てきて、インターネット販売の範囲の拡大を求めてきたわけでありまして、うちの分科会も同様の措置を志向してきたわけで、しかるに対面販売の原則を認めてしまうということは、対面販売

の万能性を否定してきた当分科会の考え方を全面的に放棄すると私は思います。厚労省の従来の主張に完全に屈するという事になってしまうので、さっき申し上げたような、零細中小業者とか、あるいは弱い方々の当分科会への切なる願いへの裏切りであるというふうに見られても仕方がないぐらい、私は深刻に受け止めています。

「コンクリートから人へ」と標榜する民主党の政策への期待を反映して「国民の声」でもこれが一番多かったんです。これを原則であろうとも容認した形の対処方針をこの中に入れるということについて、非常に問題であるし、民主党政権では、今、大塚さんはもう一回チャレンジできると言ったけれども、これを認めてしまったら、私はできないと思います。したがって、分科会でも合意に至らずということで問題意識にとどめるというやり方がまだベターかなという考え方をしています。

ですから、当分科会のこの会議において、私はこの案を承認することには反対です。

以上です。

松山事務局長 山崎委員、どうぞ。

山崎主査 私も松井委員や草刈分科会長代理の御意見に大賛成で、対面販売の原則というデフォルトを外すということは非常に重要なことで、非常に大きなインパクトがあると思うんですけれども、これを認めてしまうと換骨奪胎で、何をやっているのか、ほとんど意味がないというふうな結果になると思います。

副大臣も政務官もお二人、金融のビジネスの専門家ですから、インターネットで金融サービスを、ネットバンキングやネットの証券をやっていれば、安全性がどういふふう担保されるかというのは大体おわかりになっているわけで、そこで薬を売る場合にも同じような安全性の担保の仕方は幾らでも考えられると思います。そのことを担保しておけば、この対面販売の原則をなくしたときに、だれが困るのか。だれも困らない。もし困る人がいるんだったら、ちゃんと手を上げてくれ。それぐらいの気概が要るのではないかと思います。

そういう意味で、この原則というものを放棄するというのは大賛成でございます。

松山事務局長 大塚分科会長、どうぞ。

大塚副大臣 だれか、ほかの方でいらっしゃればあれですが、いいですか。

草刈さんと山崎さんに御意見をいただきましたが、まず認識を共有していただきたいのは、分科会長代理のお言葉ではございましたけれども、当分科会として一貫して対面販売の原則には反対してきたというふうにご発言があったんですが、皆さん全員、そういう御理解でよろしいですか。もし、私は違うという方がいらっしゃればお願いします。

どうぞ。

相澤委員 違うという意味ではなくて、やはり今、松井委員や草刈分科会長代理がおっしゃったように、対面販売を原則とするかどうかというのは重要なことで、対面販売の枠組みにするのか、対面販売の原則にするかで大きく違うという今の御説明では少し私も納得し難いところがありますので、その原則の基礎になる対面販売というものは安全性の確保にマストなんだという事実関係、それがおかしいんだという理解に立っていると思うんです。

それで、この問題というものは国民の利便性と言う観点から非常に脚光を浴びていたテーマのはずなんです。それがここのところに戻ってしまうというのは、やはりこの分科会の委員としては多分、多数の方は残念であると思っています。

松山事務局長 分科会長、どうぞ。

大塚副大臣 再度申し上げますけれども、私自身は目的と手段の整合性を、合理性をつけるということが、この規制・制度改革や政策の選択を行っていく上で非常に重要なことであると思っていますので、対面販売の原則を維持しつつとなった、仮にこれを御承認いただいた場合でも、対面販売の原則の目的は何なんだということを明確にすることで十分、その後の対応の検討、ないしは国民の皆さんが御期待されていらっしゃる部分についての対応の具体化は可能であると個人的には思っておりますが、この分科会の委員の皆さんの総意として、やはり対面販売の原則は、ここの文書に入れることについて今日は留保するという総意であれば、そのような形で今日、記者発表をさせていただきます。つまり、最終報告において決着しなかったので、再度、厚労省と話をするというふうに公表させていただきます。

あとは、皆さんが総意であるかどうかということだけ確認をさせていただければと思います。

松山事務局長 よろしいでしょうか。

草刈分科会長代理 少し待ってください。しつこいようですけれども、これは私にとっていいですか、今回のテーマの中で、ある意味で非常に最大のポイントであると思うので、もし、これが交渉の結果、でも、これを入れないと決着がつかないからというのでしたら、それはやめていただきたい。それでおりていただいて、これは対処方針としてなしというふうにしていただいた方がマッチベターであると思っておりますから、そういうことをお願いしておきたい。

それで、厚労省とネゴをした結果、どうしてもというので入れましたというのでしたら、私は少し考えさせていただきます。

松山事務局長 少し時間があれなものですので、それでは、土屋主査、手短にお願いします。

土屋主査 土屋でございます。

先ほど大塚副大臣が言われる、対面販売の原則の目的の云々での議論が、今までの厚労省との経緯、あるいは先般の政務問折衝に同席したときの議論を踏まえれば、全くこれは大塚副大臣の言うような議論ができない状況であると私は考えております。

対面販売の原則は、やはり患者あるいは国民の安全担保ということが大きく言われるんですが、これは全く逆であるということを明確に説明したにもかかわらず、事実と異なる論理で田村政務官に対処したというのが私の印象でありますので、ここはやはり、私も対処方針とはせずに、今後の検討課題としていただきたいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、分科会長、どうぞ。

大塚副大臣 そのときの土屋先生の印象で結構なんですけど、事務方の主張が強かったですか。それとも、政務の主張が強かったですか。

土屋主査 はっきり申し上げて、事務方であります。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、ただいま皆様からいただきました御意見で、最終的に大塚分科会長が御判断されると思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、ほかの案件も含めまして、一応、このような形で、今のインターネット販売につきましては申し上げたとおりでありますけれども、その他のものにつきましては、こういう形で分科会の案とさせていただくということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

松山事務局長 それでは、御異議がないものと思います。そういうことで、行政刷新会議の方に報告をさせていただきたいと思います。

時間も迫っておりますけれども「第一次報告書の取りまとめにあたって」につきまして、大塚分科会長から御説明をお願いします。

大塚副大臣 それでは、冒頭のところに添付しております、5枚のペーパーになっておりますが、全部を朗読させていただくと時間がかかりますので、はしょれるところははしょらせていただきたいと思います。途中段階で私が個人的に、規制・制度改革についてはどのようなスタンスで臨むべきかというようなことをペーパーでお示しさせていただきました。そのときに入っていた内容をベースにしておりますので、重複しているところは割愛させていただきます。

まず「1. 分科会としての基本的認識」のところに書いてありますことは、特段、国民生活や経済活動に問題がない状況であれば、規制や制度の在り方は所管官庁に任せておけばいいのであるけれども、現実にそうでないならば、つまり、国民生活や経済活動にいろいろ問題を生じているということであるとすれば、規制や制度については、実証の検証とともに、国民生活の安定や経済成長等に資する見直しと改革が必要であるという前置きをさせていただいております。

そして、それらについては、先ほど来、るる申し上げておりますが、つまり目的と手段の間には整合性と合理性が確保されていなければならないということを申し上げております。

そういう認識の下で、当分科会で検討を行ってきた経緯を書かせていただきまして、そして、一番下のところでありますが、検討に際しては、規制・制度は本来、国民生活の安全性や利便性向上等々に資するということが必要なので、以下の視点等を踏まえて検討を進めたということで、4つ、列記をさせていただいております。

「(1) 利用者(需要者サイド)の立場から見て、多様で質の高いサービス等の提供を妨げているような不合理な規制・制度はないか。

(2) 事業者(供給サイド)の立場から見て、新たな事業者の参入や、事業者の創意工夫の発揮を妨げているような不合理な規制・制度はないか。

(3) 許認可や各種申請等に係わる諸手続等が、国民に過度な負担をかけたり、行政の無駄や非効率を生んでいるような不合理な規制・制度はないか。

(4) 国民全体の利益に資さず、特定のステークホルダーの利益のために温存されている不合理

な規制・制度はないか」。

視点としては、そういうことであったと思いますし、今後もそうでなければならぬと思っております。

「2．検討経過と主要分野等に関する考え方」で、これは経緯を冒頭に書かせていただいて、医療、農業、環境については以前も皆さんに報告をした基本的な考え方が書いてあります。

そして、2ページ一番下であります。「中間段階の検討状況」を公表した後は、事務レベルでの所管府省庁等との累次にわたる協議及び担当政務による所管省庁政務との累次にわたる交渉、調整を行った。

その結果、検討項目の「対処方針」については、合意が得られたものに関して、本報告書にとりまとめた。これは今後、その内容について閣議決定を行うということをごに書かせていただいてあります。

したがって、先ほどの点について皆さんが総意をもって留保するということであれば、合意が得られないということでもありますので、その対応については適切に対応させていただきたいと思っております。

そして、最後に「3．今後の課題（規制・制度改革全体に対する問題意識）」であります。ここが私は個人的には大変重要であると思っております。ここは朗読させていただきます。

「規制・制度改革については、今後も不断の取り組みを継続することが必要である。

そうした中で、今回のように分科会における特定分野、個別事項についての検討というアプローチは引き続き有効と考えられる。

その一方、分科会での検討を待つことなく、所管府省庁等が自発的に取り組むことがより望ましい対応であることは言うまでもない。

さらには、今回は実施に至らなかった公開討議（規制仕分け）を行うことも、今後の改革の具体的手法のひとつとして活用可能であろう。

また、現在、各府省庁等で規制・制度の自己評価作業を進めているが、そもそも基本的な情報として規制・制度の全体像が常に捕捉可能な状況となっていることが必要である。

当該情報を踏まえつつ、広範多岐にわたる規制・制度の改革について、不断の検討が可能となるようなプラットフォームとプロセスが整備されることが肝要である。

以上のような認識の下、規制・制度改革に関する今後のポイントとして、以下のような点が重要と考える。」

（1）は情報公開です。先ほど申し上げましたように、捕捉が可能になっているということでもあります。

4ページの冒頭であります。その場合、規制・制度の整理の仕方、切り口の基準を共通化することが求められる。ちょうど、これは今、各府省庁でやっておりますが、例えば規制の目的、主体、手段ごとにきっちり整理をしておくということが必要であると思っております。

また、毎年度各府省庁等が整理、公表を今後行うということであれば、例えば「規制制度白書」というようなものを定例的に刊行して、検証可能にしておくということも一案であろうと思ってお

ります。

(2) が改革の視点であります。規制・制度改革をどのような視点で行うのかということは、そのときどき、状況によって、社会背景とか時代背景によって変わってくると思いますので、そのコンセンサスを形成しておくことが必要である。

そのコンセンサスを毎年度の白書に明記することも一案であって、その場合には、白書に毎年の改革方針が記載される。今後の方針ということになりますと、白書というよりは誓書ということになるかもしれません。

そして「(3) 規制・制度改革の推進主体(プラットフォーム)」であります。プラットフォームをどうするかということも、重要なポイントである。

一義的には所管府省庁等ということになるが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、さまざまな問題につながってきた経緯がある。

したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設けることも一案である。その場合、今回と同様に、行政刷新会議の下に置かれた分科会を有効活用することも考えられる。

また、今回の分科会の検討過程では実施しなかった公開討議も選択肢として想定可能である。

なお、上記は全て規制・制度の改革(廃止を含む)の場合を想定しているが、規制・制度を新設する場合の審査を担う主体についても、同様の考え方で対応することが想定される。

「(4) 改革のための基本原則」。改革に当たっては、どのような規制・制度を対象にするかを判断するための基本原則を確立しておくことも必要である。

とりあえずは4つ書かせていただいておりますが、これがすべてと思っているわけではございません。

第1に「サンセット原則」。

第2に、先ほど来、何度も申し上げている「整合性(合理性)原則」。

第3に「ネットベネフィット原則」。規制・制度にとどまらず、いかなる政策にもプラス面とマイナス面が共存している。そうした観点から言えば、規制・制度のプラス面、マイナス面を総合的に評価し、ネットベネフィットが確保されるような内容でなければ、当該規制・制度は存続の合理性に欠ける蓋然性が高い。

第4に「国際標準原則」。大上さんから御指摘をいただいて、加味をさせていただきました。各般の規制・制度について、国際標準的な規格や内容が明確に定まっているものに関しては、それに準拠することが必要である。もっとも、その場合でも、国内事情を十分に勘案することが前提となる。国際標準の名の下に特定のステークホルダーの利益に資する内容が規定されることから「整合性原則」や「ネットベネフィット原則」との平仄を図らなくてはならない。

最後に「(5) 改革プロセスの整備と紛争処理」であります。この改革プロセスというものは、先ほどのプラットフォームと関係いたしますが、改革プロセスを所管省庁で担う場合には、説明責任の厳格化、ノーアクションレターの実効性向上等、改革プロセスの公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することが必要である。

分科会のような、今回のようなプロセスを活用する場合でも、その公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することは同様に必要であります。

公開討議を行う場合にも、同様でございます。

そして、最後の最後であります、規制・制度の内容、改革に係る紛争処理手続の充実も求められる。

このとりまとめペーパーには書きませんでした、法的にどのようにこういう考え方を整備するのかというのが大変重要であると思っております。規制・制度改革を、例えば規制・制度改革に関する法律というものが仮にあるとすれば、その法律に従って一定のプロセスを行うということが可能になる場合もありますので、そんなようなことも検討課題としてしっかり考えていきたいと思っておりますが、そのこと自身はここには記載しておりませんが、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますけれども、ただいまの「第一次報告書の取りまとめにあたって」の部分につきまして、御意見がございましたらお願いします。

草刈分科会長代理 最後になると思うので、さっきのインターネット販売の話は私は大変異論があるんですが、ほかの点について、先ほど来、副大臣・政務官、取り分け田村政務官が非常に精力的にやっていただいたお陰で、いろんな点で道が開けてきたという点については、皆さんを代表して、お二方に感謝をしたいと思っております。

どうも、本当にありがとうございました。

松山事務局長 ほかに「第一次報告書の取りまとめにあたって」につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この「第一次報告書の取りまとめにあたって」につきましては、本案のとおり分科会として決定させていただきたいと思っております。

最後に大塚分科会長からごあいさつをお願いいたします。

大塚副大臣 重ねてでございますが、本当に御協力ありがとうございました。冒頭に申し上げたとおり、感謝の念にたえませんが、3月29日からの分科会については、これで一区切りとさせていただきます。ペンディングとさせていただいた点についてはしっかり報告をし、皆さんの了承をいただいた上で最終的な報告書を確定させていただきたいと思っております。

また、菅政権の下でどのように行われるかというのは総理と相談をさせていただきますが、仮に私と田村さんが規制改革の担当から外れる場合には、次の担当政務にしっかりと、この間の流れと経緯を引き継いで、再スタートさせていただきたいと思っております。

本当に御協力ありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、この会議の後、大塚分科会長から、この第1共用会議室におきまして記者ブリーフが

行われる予定でございます。

これにて、本日の会議を終了いたします。お忙しい中、誠にありがとうございました。